

# 補助対象設備及び補助対象者

## 1. 補助対象設備および要件

設備の種類	設備の要件等
蓄電システム	令和5年度又は令和6年度に国が実施する補助事業における補助対象設備として国の委託業者により登録されているもの（「環境協創イニシアチブ」のホームページ参照）で、以下の要件を満たす設備。 <ul style="list-style-type: none"><li>・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用できるもの</li><li>・住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10kW未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電気を充放電できるもの</li><li>・蓄電池部から供給される電力が、当該住宅等にて使用されるもの</li></ul>

## 2. 補助対象者

補助金の交付を申請する年度内に市内の住宅（店舗等の併用住宅を含む）に補助対象設備を設置し、以下の要件を全て満たす者

- ・市内に住所を有し、市の住民基本台帳に記録されている者（補助対象設備の設置完了時に住民登録をする場合を含む）
- ・自ら居住もしくは居住を予定している市内の住宅に補助対象設備を設置すること又は住宅を販売する事業者等により補助対象設備が予め設置された住宅を自らの居住の用に供するために取得すること
- ・補助対象設備を設置する者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、当該住宅の所有者又は共有者の同意を得ていること
- ・補助対象設備を設置する者及び同一世帯に属する者（補助対象設備を設置する者が住宅の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、所有者又は共有者を含む）の市税等に未納がないこと
- ・暴力団関係者でないこと
- ・過去に当該補助金の交付を受けていないこと
- ・茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取り組みを行っていること

# 手続きの流れ

## 1. 申請書の提出（申請者 → 市）

交付申請書（様式第1号）に下記の添付書類を添えて提出

○添付書類

- ・補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- ・補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し
- ・補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し（カタログ等）
- ・補助対象設備の設置予定箇所の位置図
- ・補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- ・住宅を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の同意を受けていることが確認できる書類（様式第2号）
- ・補助対象設備を既存の太陽光発電設備に追加して設置する場合は、太陽光発電に接続したことが確認できる書類の写し
- ・いばらきエコチャレンジの登録が確認できる書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

## 2. 交付決定通知書の送付（市 → 申請者）

申請書類等の審査を行い、補助金の交付（不交付）を決定

## 3. 設置工事（申請者）

申請内容に変更等が生じた場合は、速やかに変更申請書（様式第5号）を提出

申請を取り下げる場合は、交付申請取下げ書（様式第7号）を提出

## 4. 実績報告書の提出（申請者 → 市）

工事を完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に下記の添付書類を添えて提出

○添付書類

- ・補助対象設備の設置に係る領収書・内訳書の写し
- ・補助対象設備の保証書の写し
- ・補助対象設備の設置状況・品名及び型番が確認できる写真
- ・住民票の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

## 5. 交付額確定通知書の送付（市 → 申請者）

実績報告書の内容を審査し、交付額を確定（必要に応じて現地調査）

## 6. 請求書の提出（申請者 → 市）

速やかに交付請求書（様式第10号）を提出

## 7. 補助金の交付（市 → 申請者）

請求書に記載された口座に振込み